

個人番号カードを紛失した場合

個人番号カードを紛失した場合は、最寄りの警察・交番および戸籍住民課（市役所 1 階①番窓口）まで届け出をしてください。戸籍住民課への届け出は、電話でも可能です。（※ご本人様などの情報について申告を求め、本人確認をさせていただきますので、ご了承ください。）

※上記の届け出とあわせて、個人番号カードの機能停止の手続きが必要となりますので、個人番号カードコールセンター（☎0570・783・578 ※個人番号カードを紛失した場合の一時停止受付は、24 時間 365 日対応）へご連絡をお願いします。

個人番号カードの再交付手続きのお知らせ

個人番号カードの交付を受けている方は、以下の事由に該当する場合、個人番号カードの再交付を受けることができます。

【個人番号カードの再交付が受けられる場合】

- ◎個人番号カードを紛失し、焼失し、または著しく損傷した場合
- ◎個人番号カードの機能が損なわれた場合

※申請手続きおよび必要な物は、基本的に個人番号カードを申請されたときと同じになります。再交付申請書は市役所などで入手してください。

なお、個人番号カードを紛失し、焼失し、または著しく損傷した場合において個人番号カードの再交付を受けようとするときは、以下のいずれかの書類が必要となります。

【再交付を申請する事由を証明する書類】

- ・遺失届を届け出た警察署およびその連絡先と遺失届受理番号が記載された個人番号カード紛失届
- ・消防署または市町村が発行する罹災証明書
- ・上記 2 つのいずれかの書類の提出が困難な場合は、紛失または焼失の経緯を記載した書類

【再交付の手数料】

再交付には手数料 800 円（電子証明書付きの場合は 1,000 円）がかかります。

【通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ先】

◎個人番号カードコールセンター☎0570・783・578

（平日 8：30～22：00、土日祝 9：30～17：30）

※個人番号カードを紛失した場合の一時停止受付は、24 時間 365 日対応

（IP 電話などで繋がらない場合は☎050・3818・1250）

◎マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）☎0120・95・0178

（平日 9：30～22：00、土日祝 9：30～17：30）

◎市戸籍住民課（市役所 1 階①番窓口）☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

市ホームページ <http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/soshiki/43/>

